

第十回 参議院農林委員会會議録第三十九号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)午後二時五十一分開会

本日の会議に付した事件

- 連合委員会開会の件
- 農林政策に関する調査の件
- 調査報告書に関する件
- 継続調査承認要求の件
- 森林法案(衆議院提出)
- 森林法施行法案(衆議院提出)

○委員長(羽生三七君) これより農林委員会を開会いたします。

最初にお諮りしたいことがございます。昨日地方行政委員会より畜犬競技法案について連合委員会を開くことの申出がありました。この件につきましては本日理事会におきまして協議いたしたのでありますが、大体この申出を受けることに意見の一致を見たわけでありまして、本委員会といたしまして地方行政委員会と畜犬競技法案について連合委員会を開くことを決定いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではさう決定いたします。

○委員長(羽生三七君) 昨年十二月議長の承認を得まして行なつて参りました農林政策に関する調査についてであります。本件につきましては未だ調査を終了しておられないのであります。報告書を提出しなければならぬと思ひますが、御異議ございませんか。

ことになつておりますので一応未了報告書を提出することにいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) 御異議ないと認めます。つきましてはその手続等は委員長に御一任をお願いいたしますと存じます。なお本報告書には多数意見者の署名を必要としますので御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- | | |
|--------|--------|
| 三浦 辰雄 | 飯島連次郎 |
| 江田 三郎 | 平沼彌太郎 |
| 宮本 邦彦 | 瀧井治三郎 |
| 三橋 八次郎 | 西山 亀七 |
| 門田 定蔵 | 加賀 操 |
| 三好 始 | 岡村文四郎 |
| 白波瀬米吉 | 池田宇右衛門 |
| 片柳 眞吉 | 小林 孝平 |

○委員長(羽生三七君) 次に本調査は各委員も御承知のように諸般の情勢からますゝ重要性を増して参りましたので、閉会中も引續いて調査を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) 御異議がないようでありますからさう決定いたします。なお閉会中の継続調査につきましては本院規則第五十三條によりまして要求書を提出しなければなりませんので、お手許に配付いたしました参りまふような内容で議長に提出いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) 引續きまして森林法案並びに同施行法案を一括して議題として質疑に入りたいと存じます。ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時五十五分速記中止

午後三時四分速記開始

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

○片柳眞吉君 国際価格が非常に高い關係でなか／＼輸入は困難と思ひますが、ただ今後通商協定の關係で或いは南方地域なり或いはアメリカ大陸等とバーターで入つて来るという話が進んでおるかどうかが、これは外務省の所管かも知れませんが、若しわかつておりましたら伺いたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) 只今のところ私もわからなかつておるものはございせん。

○片柳眞吉君 もう一つ台湾のひのき材等について何か具体的話をしたことがあります。

○政府委員(横川信夫君) 關係方面で日本から丸太で出しますことを極力抑制しております。軍用以外は入れないといふことになつておつたのであります。若し向うから材を入れるということならば、同じ材木の台湾のひのきを輸入しまして、こちらのひのきを出すとい

うようなことを認めるというふうなことが当初の方針でございましてたけれど、最近ではそれもいけなないといふことで禁止をされておりますような状態でございまして。

○委員長(羽生三七君) その前にちよつと申上げておきます。締結的の質問を今少し継続して頂きまして、それから後各章別に入つて問題を順次整理して参りたいと思ひます。御了承をお願いいたします。

○小林孝平君 私は昨日の質問に關連いたしまして、昨日民有林伐採調整方針を国有林の伐採計画とどういふふう調整するかという御質問をいたしたのに対して、国有林は一〇％増伐するといふ答へがあつたのでありますけれども、この一〇％というのは何万石であつて、何年間にやつて、而もこの一〇％程度で大体バランスがとれるかどうかといふことをお尋ねしたい。

〔委員長退席、理事西山亀七君委員長に着く〕

○政府委員(横川信夫君) 国有林の成長量は四千六百万石と推算されておるのであります。尤もその中には制限林に属する分が少しございまして、その分は成長量だけと考へております。それで普通林のみについて考へますと、普通林の成長量は三千四百七十万石でございまして、これの一割増産をいたしまして、制限林の成長量と合せまして、四千七百八十七万石を伐採いたす計画になつております。

○小林孝平君 何年間ですか。

○政府委員(横川信夫君) そのことを申上げるのを失念いたしました。今後引續き連年の伐採を続けて参る計画でございまして。

○小林孝平君 先ほどお尋ねいたしましたのですけれども大体それでバランスがとれるとお考へになつておるのかどうかといふことをお尋ねしておきます。

○政府委員(横川信夫君) 先ほどお答え申上げておつたのであります。自立経済に必要な材石は二億四百九十六万石であります。只今の国有林の伐採をいたしまして四千七百八十七万石を入れますと、私どもが計画いたしております伐採量は一億九千八百三十万石であります。大体三千石の二％不足になります。これは用材から丸太を作ります際に末木枝條が二千六百万石ほど出て参ります。それを薪炭材に振向けまして、薪炭材に予定されております分から用材に引上げることによりましてこの三％に当ります約六百石というものは確保し得るといふふうに考へておるのであります。でき得るだけ成長量だけの伐採に抑えて参りたいのであります。このためには造林に現在百四十二万石町歩に及びます。未立木地がございまして、先ほどお話をいたしました奥地未利用林の開発或いは又木材利用の合理化、それから現在民有林の生長量は一町歩当り八・三石でございまして、それを実験の結果によりますと二倍半や三倍にすることとしましてさういふ実現したいこ

とでもないようでありまするので、それによりましてできるだけ成長量と伐採量という需給のバランスをとつて参りたいと考えておるのであります。

○小林孝平君 もう一つ昨日の質問に關連いたしまして農林漁業特別会計からの融資の問題につきまして、武田課長は最近の幼齡林の伐採面積が……、その前にですね、一年間二万戸を対象にしましておるといふふうにお答えになつたのでありますけれども、二万戸といふと五年前にいたしまして十萬戸しかならんと、ところが野原議員の御説明ではこの零細なる森林所有者四百萬を取上げて考へるというお話があつたのでありますけれども、この四百萬戸と十萬戸の關係はどういうことになつてゐるのかお尋ねいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(野原正勝君) 四百萬戸と申上げましたのは森林所有者、かなり大きな所有者まで含めまして五萬戸あるのではありませんが、その中で大山を賣つて金融をつけたといふような、いわゆる零細な森林所有者を四百萬戸と推定しておるのであります。その人たちの中から現実に金を借りた人たちが出て参ると思ひます。従いまして武田課長の申上げましたのは今までの森林の立木を賣つた実例等から推しまして申上げた数字かと思ひます。ただその全部を満足さすわけには参りませんけれども、一応この途が開かれてそれらの人たちに對して成るべく多く金融の途を均霑させたいといふ考え方であります。

○説明員(武田誠三君) 野原代議士から今お答えがございましたが、数字的な關連において申上げますと四百萬戸

と申しますのは全部が大体二十町歩程度以下の森林所有者の戸数でございます。私が申上げましたのはそのうちで現実この貸出の対象になるものが二萬戸乃至それ以上に上るのではないかと、全部の現在幼齡林を伐採してあります零細な森林所有者につきまして全部その伐採が停止されてしまつたといふことではないのであります。相當部分の方々は伐採の許可によりましてその立木を伐採し得る、そのうちの一部分の方々が伐採の制限を受けると、こゝろが野原議員の御説明ではこの零細なる森林所有者四百萬を取上げて考へるというお話があつたのでありますけれども、この四百萬戸と十萬戸の關係はどういうことになつてゐるのかお尋ねいたしたいと思ひます。

○小林孝平君 それから新たな質問をいたしますが、もう一つ昨日のバルブの問題に關連いたしまして最近バルブ工場が山の買収に積極的にとりかかつておるのであります。そうしてこれは買収してそのあと伐採いたしまして植林すると言つておるのでありますけれども、なか／＼その植林が實際うまく行かないといふ実情にあるのではないかと思ふのであります。この点どうしても私は政府の行政的措置の必要があるのではないかと、何か行政的な措置を講じて、この徒らにバルブの原料に乱伐されるというやうなことを防ぐといふやうなことを考へになつておるかどうかといふことをお尋ねしてみたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) バルブ会社が相当山を買付けておるといふことは私も存じておるのであります。が、相当バルブ会社は從來から山を

持つて造林をしてゐる実績もありまゐります。自分の工場の所要の資材をみずから確保しようといふ努力を相當持つておられるやうでありまして、必ずしもお話のように自分の山を切り放つしでそのまま放つておるといふやうなことはではないに、私も今まで承知いたしておるのであります。若しお話のように伐採をしてそのまま放つておるやうな事態があらますれば、今度の森林法による実施について造林計画によつて造林をさせるやうにいたすつもりであります。

なあとどうしても造林の必要な所に造林をしないといふやうな事態が起りますれば、これは何もバルブ会社に限つたことではないのであります。けれども、さうな事態が起りますればこの法律でもきめてございまして行政執行で造林をいたしますとか、或いは昨年御審議を頂いて成立しました造林臨時措置法という法律があらましますがこれによりまして造林地として指定をしまして、若し本人が造林をいたさない場合には第三者に造林をさせるというやうな途まで講じておるのであります。さうなことにによりまして造林の必要がある所は極力造林を進めて参るやうにいたしたいと考へております。

○小林孝平君 本日通産省當局から見られておりますので昨日御質問いたしました点に關連して通産省の所見を承りたいと思ひます。

それはバルブ工場の新設が無計画に最近行われておる現状でありまして、治山対策の上から我々は見逃すことができないといふやうに考へておるのであります。特に中国、四国方面の禿

山の地帯においてこれが顯著なのでありますけれども、バルブ工場の新設制限を林野行政の立場からどう考へておるかという点を質しましたのに対し、農林省當局からこれは或る程度必要がある、こゝろに御答弁になつてこれは通産省の所管でありまして、なか／＼通産省におきましていろいろ干渉いたしておりますけれども、うまく行かないといふやうな御答弁があつたのでありますけれども、私はバルブ工業の重要性を我々は強く認識する上から考へて、只今のやうにバルブ原料として山林が乱伐されるといふことは却つて將來のバルブ工業のためにならないといふ見地から、特に通産省のこの問題に對する御所見を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(小野儀七郎君) 通産省の雜貨局長でございます。このたび森林法が改正に相成り、伐採並びに造林に計画的な処置がとられることになつてまいりました。需要方面を担当いたします者といたしまして非常に敬意を表する次第であります。最近御承知のやうに木材の利用關係でございますが、できるだけ経済的に効率的にものをし、て行くといふ意味合におきまして、バルブ事業等の増強は経済安定本部等の自立経済等にもその拡充が取上げられておるわけでございます。只今計画進行中のものはおのおの自立経済の三カ年計画であります。そのラインに乗つて進められておるのでございます。従いまして一部新しい工場が名古屋に一つ、九州に一つその他この一兩年建設に時期を要します工場で中国關係に三カ所あるわけでございます。御質問にもありましたやうに中国關係に

多少かたよつておるのでございますが、只今のところ先ほども申しましたやうに大体今後三三年の原木の需要等も安定本部と打合せております。数字に則つておるわけでありまして、これを制限的に考へて行く段階にはございせんのですが、ただ今度森林法がございまして原木供給等が計画的に行われるといふことに相成りますれば、それに見合つていゝ／＼原木調達の方の事情も調整的に考へなければならぬと思はれるのでありますが、現在どういふ地域でどういふ樹種のものかどの程度供給されるかといふやうなこともたゞ／＼伺ひまして、それに見合つた需給計画を進めて行きたいと、かやうに考へております。

○小林孝平君 順序はあれしませんが、私も大蔵省のかたがお出でになつておりますので、この機会に私は山林關係の税金につきましては全面的にいろいろ考へるをしなければならぬと思ひますけれども、特にこの林野の相続税は実情と著しく離れておると考へておるものであります。それでこの際軽減措置を講ずる意思はないか、意圖はないかどうかといふことについて林野庁と大蔵省の見解をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) 林野庁といたしましては、森林は長期の事業であります。而も二％くらいに当らない極めて低利の事業でありますので、一般のものと同様の特典的な税制の下に処理をして頂きたいといふことを熱望しております。相続税或いは所得税についても同様でございます。只今御質問の

点私ども常に熱望しておるところでございます。

○政府委員(泉美之松君) 立木及び立木の伐採に對する相統税或いは所得税の課税につきましては、いろいろむずかしい問題が含まれておるのでございませう。御承知のように二十五年の税制改革におきまして、従前は所得税におきましては半額課税をいたしておつたのでありますが、これでは勧告に基きまして再評価を行います上で全額課税を行うという方式をとつたのでございませう。ところが立木の場合につきましては税の評価額が低めであつたために、それに対する再評価倍率を乗じまして出て来た再評価額というものが他の財産の場合に比べてかなり低めである。そこでどうしても再評価額を越えて譲渡価格が出て参りまして、譲渡所得がかなり多くなるといふ実情にあるのであります。これらの点につきましては金額課税の方式をどうするかという問題があるわけでございます。又相統税につきましては立木の評価というものが非常に困難な問題であるわけでありませう。現在は立木を伐採しました発販の売買価格を基準といたしまして、そこからコストを引いて立木の価格を算定するという方式を取つておるのでございませうが、これにも各地におきまして発販の価格が違つておりましてかなりその評価には問題があるわけございまして、むしろ森林を一体として評価する方法を取るべきではないかといふようなことも考えられるわけでありませう。大蔵省といたしましては、所得税及び相統税の点につきましては種々検討いたしたいと思つておるのでございませう。ただどういふ方

向において検討するかにつきましては、御承知かと思ひますが、目下米国の内国蔵入庁からホル氏が御見えになつておりまして、森林に對する所得税及び相統税の課税につきましては或る種の勧告をなされる予定になつております。恐らく今月末或いは翌月早々その勧告があるのではないかと、いふうに考へておるのであります。私どもとしましてはその勧告を待ちまして適当な改正方法を考へたい、かように思つておる次第でございます。

○小林孝平君 私は今後保安林はだんだん増加すべきものと思つておるのでありますけれども、この点提案者である野原議員の御所見を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(野原正勝君) 保安林は現在の治山治水の事情等から考へましてなるべく殖やしたいと思つております。

○小林孝平君 そういたしますと、この法案の第三十五條に、「国は、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基きその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならぬ。」「この規定は、極めて具体的にこの三十五條の補償がどういふふうになるのか政府当局並びに提案者にお伺ひいたしたいと思ひます。

○説明員(武田誠三君) 三十五條の損失補償の問題でございますが、これにつきましては只今私どもの方で一応考へております方針を申し上げますと、保安林に指定されました森林につきましては従来伐採を自由に、自由と申し上げますか

許可制乃至は届出制度の下に伐採できるといふ状態にありましたものが、多かれ少かれその伐採を制限されますことによつて当面のその保安林につきましての価値が減るわけでありませう。併しながらこの問題につきましては、その保安林なりその林地が安定することとかいふ／＼な関係で解除されることも考へなければならぬと、又保安林の種類によりましてその制限の態様が非常にいろいろと段階があるわけでありませう。そこで先ず第一に考へられますことは、適正伐期級以上に達しましてなおその保安林につきまして伐採が制限をされておるといふような場合にございましては、その成長量がむしろ低下しつゝある状態において、その林地の伐採を制限することに相成りますので、そういう森林につきましてはそれを伐採いたしまして更新をする場合と、どの程度の成長量なりその土地の利用関係としての差額が出て来るかという関係を一種の時差と申しますか、関係を算定いたしまして、これを以て第一の損失の補償の對象と考へて参りたいと、かように考へております。

○小林孝平君 具体的に……、非常に抽象的になりますので、程度などは査定の仕方によつて變つて来るというところで補償が十分にできない虞れがあるのではないかと、こゝういふことを心配しておるのであります。この点さういふ虞れがないか、又予算的に十分さういふことを補償する確信があるのかどうかといふような見込につきまして、提案者の野原さんに特に伺ひいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(野原正勝君) 保安林の指定につきましては損失の補償は、従来の森林法にも補償の規定はあつたのであります。禁伐保安林についてたしか一件だか二件極く少く該當したことがあつたのであります。併し普通の保安林につきましては補償された事実が今まではなかつたのであります。従つて殆んど従来は空文であつたと思われまふ。併しこのたびの森林法の改正によりましては、さうして従来の考へ方

でなしにやはり新しい時代に国土と山林の現状等からいたしまして、やはり相当實際問題として補償を考へなければならぬと思つておるような次第でございまして、一応の三十五條で條項は載せておきましたがこれが運営或いは予算化等につきましては、今後省令等によりまして十分実情に即するよう

に計つて頂くといふ考へ方で載せた次第であります。

○小林孝平君 次は先ほど片柳委員からも御質問がありました輸入の点に關連いたしまして、私は輸出の点を御質問をいたしたいと思つております。それは私はこの際政府当局から輸出の状況を簡単に御説明を願ひたいと思つております。けれども、私はこの現在の状況においては木材の輸出というのは飢餓輸出であると思つておるのであります。従つてこれを極力制限すべきではないかといふふうに考へておるのでありますけれども、これに對する考へをお伺ひ申します。

○政府委員(横川信夫君) 木材輸出の状況につきましてはお手許に差上げました資料の十三ページを御覧願ひますと、大体において合板が大部分であります。これは先ほど申し上げました

ラワンを輸入いたしましたそれを合板に加工いたしました輸出するものが大部分でありまして、合板そのもので輸出するものもありませうし、或いは茶箱、ゴム箱、ゴムを入れる箱でありませうなものであると思つておるのがございませう。なお同様に従来殆んど使われませんでした第一の利用がこ

の合板でございます。そのほか一番私どもとしては只今のお話のように飢餓輸出でないかと考へられるような点は、なら及びぶなインチ板であります。ならのインチ板といふものは従来からロンドン市場におきまして北海道ならとして相当の市場価値を持つてゐるものでありまして、お話のように飢餓輸出のきらいはあるのでありますけれども、従来からの取引はずつと何十年という長い歴史を持つてゐるものでありますので、今直ちにこれを取りやめるといふようなことはむずかしいかと思つております。なおぶなのインチ板は最近に至りましてエジプトに少し出て参つてゐるのであります。これもぶなをもちましてバルブをどん

どん作るというところに相成りますればその方は歴史も新しいことであるといふので取りやめることができるようになるのではないかと考へてゐるのであります。

○小林孝平君 この輸出の部分に關連いたしまして、司令部關係から話がありまして輸出をしてゐる数量といふものはどのくらいになつてゐるのかお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) 司令部から特に木材輸出を命ぜられたといふような指令はございませぬ。天然資源局林業部におきましては極力輸出は圧縮す

べきであるという御意見で従来御指導頂いておりましたのでありまして、ただ軍用材といつたしまして大体年間三百萬石ほど使われておりましたが、この用途は如何ようになつておりましたか私どもにはちよつとわかりかねておりました。

○小林孝平君 次に森林投資は普通年三分五厘の利回りであるといわれておるものでありまして、先ほど長官は更にこれは二分程度と言われたのでありますから、この間では普通は二分程度であるといふふうに思つておりました。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

造林が進捗いたすように努力もいたしてゐるのであります。

○衆議院議員(野原正勝君) 只今の小林さんの質問についてであります。私提案者といつたしまして特にこの際の問題について一・二觸れてみたいと思つておりました。日本の林業の在り方は従来治山治水といふような点が非常に強調されておりました。森林の持つ特殊性と申しまして、国家公益のために大きな役割を果しておるのであります。併しこれが林業として考えてみた場合には、従来森林の経営の利回りが三分五厘であるとか、或いは五分であるとか、さまざまに言われておりました。とにかく他の産業と比較いたしますと、比較にはならないほど利回りの悪い産業であつたことは事実であります。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

業の振興、民有林の振興といふものを強く打出したい。先ほど小林さんからいろいろと建設的な御質問のようでありましたが、例えば森林の課税であるとか、林業の特殊性を十分尊重されたい、そういった特殊事情といふものを十分に考慮に入れた税制でなければならぬと思つておりました。

○江田三郎君 ちよつと大蔵省の政府委員の人にお伺いしたいのであります。先ほど森林に対するところの相続税、或いは所得税の問題について、これは改正を必要とするといふことは認められておられるのであります。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

ただどういふふうにせられるかといふことにつきましては、はつきりしなかつたのであります。近くアメリカの何とかいふ人が勧告をされるらしいといふことではあります。大体我々が考えますところによりますと、もはや講和を前にいたしまして日本の問題は日本が考えて行かなければならないといふようなことになつておる。そこでこれは、アメリカのほうから勧告があるらしいからといふようなことで解決を付けられるといふのは非常に腑に落ちない点があるのです。それで一体大蔵省としてこの課税問題について根本的には今どういふことを考えておられるかといふことをもう少しはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

つ大きな犠牲になつて来るわけでありまして、そういうときに一体植林費、造林費は必要経費に見込んで行くのかどうか、いろいろな問題がこの森林法の改正に當つて出て来ると思つておりました。そういうときに大蔵省として勿論研究しておられると思いますが、アメリカの見解でなしに大蔵省の見解を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

○政府委員(横川信夫君) お話のように、又先ほど申し上げましたように、林業といふものは長期であり而も低利の事業であります。一般産業ベースには到底乗つて参らないのであります。そのために政府といたしましては毎年多額の補助金をいたしましてその奨励に努めておりました。又、一種の精神運搬と申しますか、愛国運動と申しますか、日本の国土の回復のためにはどうしても造林しなげやならんといふような運動をしばしば展開いたしましたのであります。

に扱つてもらえるか、その点をお伺いします。

○政府委員(泉美之松君) お答えいたします。先ず第一点でございますが、大蔵省でどういふふうに考へておるかという点につきましてはまだ決定いたしておりませんので申上げかねるのでございます。ただ大体の方向といたしましては、先ほど申上げましたように所得税の場合におきまして全額課税の方式はやめたがいではないか、それを前の半額課税の方式に戻すか、或いは半額課税をした上で更に現在認めておりますような変動所得としての取扱をするのがいいかと、こういった点を検討いたして参りたいと思ひます。

それから相続税につきましては、先ほどお話のございましたように、今度の森林法が若し成立いたしますれば伐採の制限を受けることになるのでございます。従ひましてこの現在評価の方法をとつておりますやりかたでは必ずしも適正な価額というものが出て参らないことになるのであります。併しその場合にどういふ評価方法をとるか、山を全体として眺めて見て幾らになるということでは適正な評価価額というものはなか／＼出て参りません。そこでどういふ評価方法をとるかということとをい／＼検討いたしておるのであります。勿論アメリカの内閣蔵入庁から来られておるホール氏の言のことを全面的に聞くというふうに私は申上げたのではありません。ホール氏は十五年間森林の評価及び森林の立木に対する課税の問題に従事しておられますのでそういった専門家の意見も一つの参考にした、こういうふうに申上げた次第でございます。

ただあらかじめお断りしておかなければなりませんことは、この森林の立木を伐採いたしましたときの全額課税の方式というのは、シャウプ勧告に基いてでき上つておるのであります。これを変更するということは現在のところ司令部の承認を得なければできなかった事情にありますことを御了承になつて頂きたいと思ひます。

次は植林費を資産に挙げてあるのでありますが、これを経費として落す意思はないかという御意見でございます。

〔委員長退席、理事片柳眞吉君委員長席に着く〕

この森林、或いは立木の場合におきまして植林費をどういふふうに計算するかというところは、この立木の伐採の所得というものが長年月に亘つて実現したものが伐採によつて一時に現れて来るということに問題のむずかしさがあるわけでございます。従ひまして、これをい／＼検討いたして参りたいと思つてゐるのであります。只今までのところは植林費を経費として落すことはなか／＼困難だろ／＼と思つております。ただ伐採いたしました植林費を要するわけでありまして、その場合の一定額を経費として落とすということは或いは可能になるのではないかと、何分にもどの程度を経費として認めるかどうかというところについては、只今のところ確定的に申上げるわけには参りません。

それから林道などにつきましても同様でございます。

○江田三郎君 シャウプ勧告の話が出ましたけれども、シャウプ勧告の一番

終りにこの勧告を自分は固守するものではなしに自由な討議によつて決定してもらいたいということが掲げてあつたと思うのであります。もつとそういうことによつて高い立場から検討したいのじやないかと思ひます。それはとにかくといたしまして、いづれアメリカからどういふ勧告があるかも知れませんが、我々は日本の農業の問題についてはアメリカの勧告で非常に迷惑をした面があるわけでありまして、アメリカのような農業、アメリカのような森林経営をやつてゐる人が、日本の零細農業、森林経営をやつてゐるところに對して必ずしも適切な意見を出すとは限らないのでありますから、そういう人が税制改革をやるとするならば、そのときには日本の森林の学識経験者の意見を尊重してその改正をされるかどうかということをお尋ねいたします。

それから第三番目にお尋ねした問題については、ちよつと答えが余り簡単過ぎてわからんであります。この森林組合なり連合会なりが新しい法律が林道なり防火施設その他設備をした場合に、国や地方公共団体から補助金をもらう、同時に受益者から負担金を取るという場合にこれは補助金の問題は当然経費をして、損失として計上することを経費で認めてゐるようであるが、問題は地方の負担金の問題なんです。これを先ほど申しましたように法人税法の施行規則の第十二條により、電気事業やガス事業、地方鉄道事業についてはそういうものをまあ損失として落とすことを認めてゐる。私は私に私に解釈してゐるのであります。そうであるならば林道とか防火

施設というような非常に公共性の多いものについては、これは当然同じような取扱があつて然るべきじやないかと思ふのであります。そういうような改正をなさる御意図はないかということなのであります。

○政府委員(泉美之松君) 初めに第一点にございましたシャウプ勧告の一番あとには勿論仰せのように書いてあるのでございますが、あの当時の事情におきましては、ちよつと速記をとめて頂きたいのですが。

○理事(片柳眞吉君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(泉美之松君) それから第二点の林道を敷設いたしました場合に政府が補助金を出す、或いは負担金を利用者から取るということになるのでございます。次にこの政府から補助金をもらひました場合には、現在の法人税法及び所得税法の規定に基づきまして圧縮記帳をすることになつております。政府の補助金は所得として計上しなくてはならないことになつてゐるのであります。負担金の部分につきましては私まだどういふうな形になるのか十分拜見しておらないのでございまして、電気工事の場合の負担金と同じような事情のもとにあるのでございまして、同様な取扱ひをいたすように考へて参りたいと思つております。

○江田三郎君 只今申しました点、それから将来の森林関係の課税の改正の問題については、これはまだ十分に検討して頂きたいと同時に、先ほど私が申しましたように、国内の日本人の関

係者の意見を十分に聴取されて決定して頂きたいということを希望として申述べておきます。

○小林孝平君 全国にはいわけゆるばい山、ぼい山と申ししましてもおわかりにならんかも知れませんが、薪炭林で以て親指程度の太さにしかならないうような極めて貧弱な薪炭林でございますが、これが非常にたくさんあるわけでございます。特に新潟県のごときは非常にこの面積が多いのでございます。それでこんな細かいものを伐採して使つておつたのでは非常に効率が悪いと、こういうことでありますから特別政府が指導奨励をいたしまして、こういうぼい山を育成して立派な薪炭林にするというふうなことをおやりになる意思はないのかどうかというのを尋ねたいのであります。それで私はどうも林政上こういう点が非常に等閑視されてゐるということを感じてゐるのでございまして、特に政府が今後特別こういう点に努力を払われることを希望すると同時に、その対策があらましたらお伺いたしたいのであります。例えばこういう地帯には薪炭が非常に不足いたしてゐるのでございまして、特別に他の地方から薪炭を入れます、そういういわゆるぼい山を伐採しなくてもいいというふうな手段をとるか、或いはその他い／＼の方法を講ぜられればどういふ山もかなり立派なものになると考へるのでありますので、特にお尋ねしたいのであります。

○政府委員(横川信夫君) ぼい山というふうなことは新潟の方面であるやうでございますが、親指ぐらゐの太さの山がございまして折角成長がよくなりか

かるであろうときに採伐をしてしまおうというような実情は私どもよく存じているのでありまして、実は昭和十三年に私は新潟県当局に対しまして、ぼい山の改善こそ林業上最も重要な事柄であるということを申し上げたと

二十名の技術普及員を置いておりますので、それらの人々が活躍いたしますればこの問題は解決し得るのではないかと思います。特に新潟県では熱心に取上げて研究をいたしておるところであります。

記憶いたしておるのであります。最近にも林務課長に対しては急速にぼい山の改善をなすべきであるという意見を述べまして、幸いにして新潟県では研究所を作りまして、いよく研究にとりかかったようでございます。なぜあのぼい山というようなものがあるかと申しますと、小林委員は御承知かと

○小林孝平君　長官の非常に熱心な御指導を受けて新潟県も一生懸命やつておるようでございますけれども、私は一番大事なのはこの地帯に対して融合を行うということは必要じゃないかと思うのでありますけれども、この点さういうことをお考えになつておるかどううかお尋ねいたします。

も思いますが、木を大きくいたしますと雪崩の被害を非常にひどく受けるという迷信があるのであります。これは私迷信であらうと思うのであります

○政府委員（横川信夫君） 只今の制度ではああいうような若い小さな林に対してまして融資を行いますことは、ちよつと困難でないかと思ひます。

が、この迷信の打破をするためにどうしても試験地というようなものを急速に設定いたしました、如何に森林の合理的取扱が住民の方々に利益をもたら

○小林孝平君 只今の状態では非常に困難だというお話でございますけれども、一つ今後簡単に諦めないで御努力をお願いしたい次第であります。

すかということを現物でお示しをいたしたいと思つておるのであります、近く林野庁の幹部も現地に参りまして打合をお願いする運びになつております。

次に終戦後日本に行われました農地改革は世界にその例を見ないほどの農地
 赫々たる効果を上げたのであります。す
 けれども、この農地改革に對しまして
 一部頑固固陋なる、これは憲法の違反

なおその間薪炭の不足はよその地方から持つて参りまして補つてやることなども考える必要があるんじゃないかという御意見でございますが、農家の只今の実情ではなか／＼よそから持つて来た薪炭を買うというような余力がないのではないかと私想像いたしておりますので、その改善に当りましては燐林の所伐という方法がございます。その小さい林を除伐りいたすことによりまして、成長量も相当増加いたしますし、幸い私どもの方で全国に千百

であると違憲論を唱えて騒がれた例があるのでありますけれども、私はこの法律に對しましては、勿論いろ／＼御質問いたしておりますけれども、この法律の非常に画期的な、進歩的な内容については全面的に賛成いたしておりますのでありますけれども、この豊地改革に關連いたしました、この法案の第七條の伐採制限が個人の財産權の侵犯であるということで、憲法第二十九條に違反しておることが今後言われやしないか。又現に一部そういうこ

とを言つおる人たちがあつたのでありますけれども、私はこういう頑冥なる人たちの意見を何も聞く必要がないのでありますけれども、この点につきまして特に私は提案者の野原議員の御所見を承りたいと思います。

ましては制限がありますが、これはむしろ大きな目で見ると山林を所有されておる方たちのために非常に利益になる、つまり林木成長の最短期間で山林の伐採を待たせる、その代りに或る程度の金融の途も講ずるというよ

○衆議院議員(野原正勝君) 森林が常に国家公益の非常に大きな役割を持つておることは勿論森林の特性であります。特に最近のように非常に水害等が年々激しくなつて参りますこの状態を思うときにおきましては、特に森林の持つ社会公益的な立場というものは十分に考えられなければならないと思うの

うな法案なんでありまして、必ずしも
制限のみを事とするのではないであり
まして、大きな親心が盛られておると
いう点では所有者に対して保護を加え
ているものであります。ただ山林の経
営は五年、十年長い将来にそういう利
益がある、今日只自分はその山のた
かと伐りたいのだと、若し伐りたい者

であります。そのために林業につきましては特別な保護を与えるということでは当然であり、又その所得に対しまして十分この点まで考えた税金等も輕

に對してはそれはあなたが將來適正な
伐期まで待つておればあなたが利益に
なるから、この際は切らないようにと
言つて許可しないことなんでしょう。

減されて然るべきものであるということを考えます。その一面におきましてはやはりこの国家社会の公共の目的のために十分なる役割を果さなければなら

が、決してこれは世にいうところの単なる私有財産権を拘束するというふう
にだけ解釈することは当たらないとさ
うに考えておるのであります。

らないのでありまして、山林でありますしても当然過伐乱伐は避けるようにして行こう、行政庁が定めるところの基本計画或いは実施計画等に基きまして適正なる伐採を行なつて頂きたい、行

○政委員（横川信夫君） この森林法におきます事業計画を取りまとめ法制局とも随分意見を闘わしたのであります。が、全民有林につきまして極端なる使用制限を与えるということは、必ず

うようにしなければならぬという規定になつておるのであります。その伐採の制限をするのでございますが併しこれは全部についてやるのではないので

しも憲法違反であるとは言ひ切れないけれども憲法違反である疑いが非常に濃厚に出て来るというような御意見があつたものでありますから、適般伐期

ありまして、いわゆる適正伐期齡級以上のものに対しては届出によつて伐れるわけであります。又適正伐期にまだ達しないものでもありまして、

以上に到達いたしました森林は単なる
届出によって伐採をすることができ
るというふうなふうにいたしましたの
でございまして、法制局の専門家の
御意見等

いねなる禾用伐期以上のものにつきま
しては認可制度によつて伐採が許され
るのであります。適正伐期厳級まで幼
齡樹林を守るといふことは一面におき

によりましても現在取りまとめており
ます。この森林法につきましては、違
憲の疑いというものは全然ないであろ
うという見解のようでございます。

○小林孝平君　只今の質問に對しまして私は野原議員から非常に進歩的な力強い御意見を承りまして非常に我々々喜んでゐる次第でございますが、次に最後に御尋ねいたしたいのは、只今長官の御説明にもありましたように、こ

の法案は伐採制限規定は伐採適齢期に達したならば自由であるというふうにお話にもなり、又法案を読みますとそういうふうになっておりますけれども、そういうふうに解釈してよろしうございましょうか。

○政府委員（横川信夫君） 届出によりまして伐採を許可して参る、伐採がで

きるといふふうになつております。ただ奥地林などを開発いたしまする際に、相当の設備をいたしますので、その山を一年で伐つてしまふ、如何に適正伐

期、酸級以上であつても一年で伐つてしまふというやうなことが起りまする場合には、行政指導によりましてでき得るだけ長い間かかつて、森林の大きな

にもよりますけれども十分その施設を
活用するようにという御指導は申し上げ
るつもりであります。

○小林孝平君 私は、この法案は政府
が基本計画を立ててそうして総合的に

消費の合理化を勘案しながら、需給増大の国民経済的要請を治山対策という国家目的のために犠牲にするというののが、本法案の画期的な意義だと考えて

おるのであります。ところがこの適齡期に達した立木は届出という極めて窄い上は無力的な方法で以て他に何ら制限がないということでもありますれば、こ

の総合計画と非常に矛盾して来るといふふうに考えるのでありまして、この進歩的な非常に画期的な法案のこの一つの大事な点が欠けておることによつ

て、全面的にこの法律が無効というの
はどうかと思ひますけれども、これ
がこの法案の重大なる盲点だと私は考
えておるのでありますけれども、こ
の点はどうかように政府当局並びに
提案者はお考えになつておるか、お尋
ねいたしたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) 只今お話の
ように、従来御相談を申上げておる経
過の上におきましても、かような制度
を設けておることは底抜けではないか
というきつ御批判を頂いておるので
あります。先ほど申上げましたよう
に、適正伐期級以上のものも伐採を
制限するというようなことになりま
す。と、憲法違反の疑いも非常に
濃くなるという言ひも言われて
おりますし、又この法律が恒久立法
でもございするので技術的にはさ
うな制限もときには必要であらうと思
われるのでありますけれども、恒久的
立法においてさうな時に憲法の違反
の疑いがあるという言ひは法案を出
しますことは如何かと思ひます。の
で、御指摘のような点は誠に底抜け
の法案になるわけでありまして、さ
う取りまとめをいたしたわけであ
ります。

○衆議院議員(野原正勝君) 長官の御
説明で大体盡きておりますが、現在
の日本の山林の現状からいまして
て、実は適正伐期級以上の山林とい
うのが余り多くないのであります。従
いまして、いろいろこのたびの森林
法によりまして事業者側等ではいろ
ろと心配をされておる向きもあるの
であります。せめて適正伐期級以上
のものは届出を以て伐らせたい、又それ
によりまして当面の木材需要等のアン

バランスがどうやら救われるのではな
いか、勿論將來必ず太いものを伐つて
しまひますと所得の問題におきまして
いろいろ心配される向きもあるの
であります。それに對しましては極力
造林を推進する、或いは林道の開設に
よつて奥地開発がどう進められて
行くといふことになりますれば、そこ
におのずから利潤関係も調整されるだ
らうといふようなことも考えまして、
その点に關しまして一応適正伐期級
級以上のものに対しては届出によ
つてこれを許すといふ建前にしたわけ
であります。

○小林孝平君 今野原議員は適正伐期
以上のものは余り多くない、こ
ういふにお答えがあつたのでありま
す。が、それで私は昨日の最初にこの
適正伐期といふのは一体どの程度に考
えておるのか、具体的例を示して頂
きたい。この資料の提出を求めたの
であります。昨日ちよつとお聞きし
ましたように、赤松三十一、から松
二十一年とこゝろいふような程度にお
きめになれば我々も素人で余りくわ
しかりませんけれども、さう全然ない
といふことは言われないのじやないか
と、こゝろいふに考えております。

この点はお答えを願わなくともよろ
うございしますが、もう一つ長官はこ
れは恒久立法であるから考えられな
い、こゝろいふことであるから考
えられな、更に御研究になつて臨時的にも期間を
限つてさういふことを行ふといふ点も今
後御考慮になつて頂きたい、こ
ういふに考えておるのであります。か
ら、一つどうかこれは私も希望であ
ります。憲法問題と関連いたしまして
十分御研究の上更に將來法律の改正等

の準備をして頂きたいといふふう
に考えておるのであります。
以上を以て私の総合的な質問を終
ります。

○理事(片柳眞吉君) 速記をとめて下
さい。
〔速記中止〕

○理事(片柳眞吉君) 速記を始めて下
さい。それではなお総合的な御質問の
続行もあると思ひますが、それは時
間がありましたならば更に御質問願
うことにいたしまして、又各章別の御審
議の際にもこれは当然出て来ると思
ひますのでこれから各章別に御審議を頂
きたいと思ひます。先ず第一章の総
則、第一條から第三條までに入つて御
審議を願ひます。

○三浦辰雄君 この第一章で、こ
ういふに森林といふものは国有林を
含めたことに定義しておるのであり
ますが、これは総合的な問題に關連が
ありますけれども、この国有林の關係と
いふものは以下、或いは森林計画、そ
ういふものについてどういふ關連にお
いてこれが実施されるお氣持を持つて
おられるか、この点を一つ承りたい。

○政府委員(横川信夫君) 第一章にお
きまして、特に国有林、民有林を併
せて定義をいたしておる、なお
基本計画までは国有林と民有林を一
緒に総合的に運営をして行くといふ計
画を立てております。森林区実施計画に
つきましては、民有林だけにきま
して計画をいたしますが、国有林につ
きましては基本計画に示されますこ
の方針に則りまして運営をして行く
といふふうな規定をいたしておるの
であります。

○理事(片柳眞吉君) 第一章につきま
してはその他御質疑でございませ
ん。なければ本日或いは終らんか
れませんが、第二章の営林の助長及び
監督、第四條から第二十四條に至るま
で、これにつきましてどうぞ御質疑が
ありましたら。

○三浦辰雄君 どうも衆議院で非常
に急いで御審議になつたようであ
ります。私にこれをやや法律に基
いて運用との關連或いは法律自身の解
釈の問題を明らかにして置きたいと存
じます。

先ず第二章、営林の助長及び監督で
ありますが、この助長といふ言葉がこ
れを読んで見ましてもどうも現れて
いないと思ひますが、それをどうい
うに解釈をされるか、これを一つ。

○政府委員(横川信夫君) お話のよう
に第二章におきましては、営林の助長
といふような條項は表面には出てお
らないのであります。ただ合理的な施
業によりまして、森林所有者が相當な
る援助を受けるという点で助長とい
ふことであるが、この法律全体が
森林所有者を相當、すべてが制限的
事項になつておるのであります。こ
れを運用して参りますに當りまして
は、常に森林事業を助長するといふ精
神を忘れずに運営をして参るよう
に、特に片柳議員の発言もござい
まして助長といふ字を入れたわけ
であります。

○三浦辰雄君 どうも納得が行きま
せんが、政府、行政側の心がま
えとして助長といふ字を特に入れた
とすれば、さういふ意味で伺いた
いのは、今度の政府案といふものは
從來のいわゆる森林所有者が作る
施業計画を行政官庁

系統が認可して行つたといふことと違
つて、その骨格は国上計画的な線から
いゆる政府の責任においてこれを下
へ流すといふことになつてゐる。併
しその実施の円滑を期するために所
有者の希望又実情等を入れることは
もとよりであります。が、さうい
う構想になつておる。それであるの
に施行法等を見ますると、從來の施
業の編成等について国が負担して
いた額以上を決して出さうといふ
ことではない、今までの法律の範
围内で以てやるといふことと同じ
でございます。これはすでに看板に
余りに偽りの多い關係で、これも
さういつた法律になつています
けれども成るべく早い機会にも
つと國の助成を多くするといふ
努力をするといふ答へだろ
うと思ひます。答へだけ
でなしに實際にこれを
実現するよう願ひ
したいといふこと。

それからこれを見ますると、從來の
大面積所有者は個人の施業案を組
んでゐる。ところが前提的に今組
んでゐる施業案をそのまま踏襲され
ることは施行法に明か
でございするが、將來
個人の大山持の施業計画について
國の責任において組ませる施業案
であります。が、その点をどう考
へておるか、その点をどう考へて
おるか。

○政府委員(横川信夫君) お話のよう
に地方公共団体に対しては、施業案
編成の二分の一の負担をすべき旨
規定しておる。であります。この補
助率の引上といふことにつきまして
は御承知のごとく再々努力を続け
て来ておる。であります。從來は
只今お

話の通りに森林組合が編成をいたしまして都道府県知事の認可を得てということであつたのでありますけれども、それを今度は国及び都道府県の責任において施業案を編成するということがなつた。そういうことでありますので、当然補助率は引上げるべきであるという考えも出るのではありませんけれども、施業案によつて影響を受けますのは当然都道府県も相当のものがあつたのであります。一応は従来の通りの国庫負担ということにしておるのであります。お話のようにできるだけ努力をいたしまして補助率の引上という

ことも実現に努力いたしたいと考えております。大森林所有者等も従来は自分で施業案を編成しておつたのでありますけれども、これも今回は国において、都道府県の責任において実施をいたしますので同じく補助の対象となるわけでありまして、ただ大森林所有者は一つの森林区の中に森林を持つておりません、県内或いは他県にまたがつて森林を所有しておられる場合もございますが、それは今度の新しい森林区において一応施業案の仲間入をするというふうにお考えをお願いしたいと思います。

○三浦辰雄君 この第四條の五項によると「農林大臣は、森林基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ中央森林審議会の意見を聞くことができる」という條項がありますが、別途この中の説明にありますように、森林基本計画地区は四百、それからもう一つの森林区施業計画はその五倍の二千年はかになつておるようでありまして、これは相当大きい問題だと思つております。

す。そこでこういうものを早速中央森林審議会を開いて先ず意見をお聞きになり、又併せて第十條のところに「農林大臣は、森林の現況、経済事情等に著しい変更があつたため森林基本計画の実施」云々というふうにごさいます

が、現在は前々から話が出ておりますように森林資源と需要というものが非常にアンバランスである。このこと自体がいわゆる平常の場合でないと思ふ、その平常でない場合に當つて、こういういわゆる森林の伐採の面的な或る程度の計画を圖ろうとするならば、その出発目体はどういう線から出発すべきか、つまり需要と供給の面からどういふ程度からこれを出発するかということは、すでに私は問題があると思ふのであります。そういう今日の新らしくしようとする森林基本計画、或いはもう一つの下の森林区施業計画というものと、需給の關係或いは経済の状況からどういふふうな態度でこれを出るか、基本的な問題であります。それを中央森林審議会というものを開いて意見をよく御聴取になつてから出される用意があるのかどうか、この点。

○政府委員(横川信夫君) 一応急速に中央森林審議会を開催いたしました。基本計画の問題等御審議を願うつもりであります。

なお第十條の只今お話の経済事情に著しい変化のあるというふうなことは、原則といたしまして実施中において森林計画の変更を要すべき事項であると考へておるのであります。只今も御意見がございましたように現在の状態は成長量と伐採量と非常にアンバランスの状態になつております。

で、一応その状態を深く認識する意味合におきまして、当然この問題につきましても中央森林審議会の御意見を十分承わろうと思つております。

○三浦辰雄君 第七條の第四項の四については、前の小林委員からも触れられたことでもありますが、要するに適正伐期以上の立木は、森林区施業計画について知事が定める事項の中の伐採量には関係なく行くということになつております。第七條の四項の四号、まあこれはいろいろ事由があつてこういうふうになつたことも了承はできますけれども、施業計画自身からいへばそのいわゆる適正伐期の分についても成長量その他の、いわゆる正規の伐採量見積りはされるのだからと思ふのですが、ところが知事さんがお定めになる、いわゆる施業計画の中の事項にはその数量には言及しない。そうすると見方によると適正伐期以上のものは施業計画の対象にならないというふうにもいえるのであります。この点はどういうふうになつてゐるか非常に疑問が多い点だと思ひますが、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) 先ほど来申し上げましたように、この適正伐期以上の伐採はフルであつて、林学の常識から申しますと、施業計画というものは極めて極端に離れたような状態になつておるのでありますけれども、先ほど申し上げましたように憲法違反というふうな關係もございまして、かような措置を取つたのであります。成長量と見合う伐採をして頂くことが最も望ましいことであるので、技術指導によりましてできるだけそういうふうな森林所有者に協力して頂くように指導を

して参りたいと思つておるのであります。法的にはやはり伐るといふものを伐らさんという途はないのであります。

○三浦辰雄君 その次に第八條に参りますと、森林区実施計画については、五年のうちの毎年一カ年ごとに出すようになつておりますが、この實際上の運用について折角同じ政府が指導助長しようという森林組合との關係はどういうふうになられるか。私は森林組合といふものを特別の組織法にしないでこの法律に入れたということは、せめて実施計画の場合においては森林所有者の大部分が恐らく参加するだろう団体との關係において相当円滑なる、そうして或る程度信頼をする態度においてこの運用が期待されると思ふのであります。その点はどうでありますか。

○衆議院議員(野原正勝君) その点に關しましては、森林区実施の運用の面では、森林の所有者の団体である森林組合といふものの存在なり又意義に對しまして、できるだけ森林組合の意見を聞き、或いは又森林組合を中に入れてそれらの実施計画をさせるようにしたいと最初から考へておつたのであります。が、はつきりと都道府県知事の責任において行ふべきものを、森林組合といふ加入脱退の自由な組合であるところの森林組合に法的に關連を持たせることができなかったものであります。運用の面では三浦委員のお話のごとく信託組合という機關を十分に活用してやるようにいたしたいと思つております。

○三浦辰雄君 それに關連いたしました第十六條を御説明頂きたいと思つてあります。第十六條の第一項に二行目であります「制限林又は普通林の立木(風倒木、枯損木、前條の規定により代採の届出をしなければならぬ立木その他省令で定める立木を除く。)」私は、その他立木という、殊に省令等でお定めになつて実施計画に入つておつて、森林組合關係のものならば一括されるからすでに個々の承認はいらぬ、こういうふうな扱いにすることが妥當だと思つてあります。その点についての考えは如何でございますか。

○説明員(武田誠三君) 今の御質問であります。第十六條の括弧の中、「その他省令で定める立木」の中には、今お話のような点につきましては実は考へておらないのであります。これはごく例外的に被害木等のものをこれから除外して行く立木として考へて行きたい、かように思つております。

○三浦辰雄君 私は別途農漁業協同組合再建整備等に林業を入れて非常にお骨折を頂いてゐることを感謝するわけでありまして、その森林組合の發達助長をさせる意味からいつても、又一つ一つの煩雜な事務を發止して行政の円滑を期する上からいつても、お考えになつていないとおしやいましたけれども私はそういう取計らいを是非お考えをお願いしたいという希望を強くここで申上げるのであります。

ついででありますからこの十六條に關連してあります。すでに大きな伐木業者諸君が山を買入れてゐる、そうしてすでに伐採に着手してゐる。これは十二月の施行令で十二月の末までに終るものならば結構でありますけれども、御承知の通りに相当まとまつて

おります山については、その簡単には行かない施行法の第三條第二項の規定であります。年度をまわることがは勿論ございましょう、そういうふうなものはこの省令において改めて許可を受けなくてもやつてもいいという結構のないいわゆる許可をなさる気があるかどうか、一つこの点をお伺いしたい。

○政府委員(横川信夫君) 適正伐期以上上の森林でございますれば一般の取扱になるのであります。適正伐期以下のものでありますれば、やはり許可を受けて頂くより仕方がないのであります。

○三浦辰雄君 適正伐期にならないならば勿論これは問題ないのであります。適正伐期に達しないいわゆる小径木業者等はバルブ業者のような小径木を以て事足りるような需要側においてすでにやつていっている状況については、改めて許可を必要とするという解釈であります。この場合なんかもつと便利に、それは機械的に一応次にかかつていふので許可する、こういうふうな運用方針であるか、もう一度聞きたいのであります。

○政府委員(横川信夫君) 特に重要産業でありますバルブとか炭坑の坑木とかいうようなものにつきましては、でき得ますだけ許可を与えるように指導いたして参りたいと考えております。

○三浦辰雄君 すぐ円滑に許可をしてくれるということをお願いして是非もういふうにお願いをしたいと思うのであります。もしそうでなければここに事業者にとつてもいわゆるはからざる打撃というものがあつてしまふし、又そ

こを職場として働いている労働者がにわか職を失つてしまふという社会問題も地域的に起ることは予想が十分つくのであります。私はそういう点を是非言葉だけでなしに、いわば機械的にさへこの隊取扱つて頂きたいことを強くお願いを申し上げます。

もう一つ第十六條の第六項に「許可限度」という言葉を使つております。

その許可限度ということの括弧を見ますと「第二項但書の場合には、その増加部分」というふうな限定されております。第二項但書というものは御覽になります通り、この森林計画を實施しては途中で知事さんが或いは需給、経済状況から見て変更する必要があるのでしたに際して変更する項目でございますが、その項目について例えは今までその地区の伐採量が十萬石といふのが十二萬石となつたとするならば、この括弧の表現で見ると二萬石についてだけがいわゆる増加分であると解釈されます。そうすると、そういう森林計画の変更を見ない場合において二割までを許可してもらへるし、たま／＼変更があつた場合には変更によつて増えた分だけの二割というふうな解釈されるのでございませうか、その点はどうかというふうにこれをとりまつか、御説明願ひたい。

○政府委員(横川信夫君) 只今お示しになつた具体的例について申し上げますれば十萬石の初めは許可限度であつた、更に二萬石増えたということになりますれば十二萬石が許可限度に相成るといふうに解釈をお願いしたいのであります。

○三浦辰雄君 私もういふうに解釈しなければ筋が合わないと思う、け

れども、この書いてある法案自身を見ると非常に誤解されやすいのではないかと。是非それはこの運用の際にはそういう誤解のないようにお願いをして頂きたいと望むものであります。時間の指定があるようでありまして、今私の聞きたい点は以上で終ります。

○江田三郎君 第七條の意見を述べたときの「勘案し」というのと第八條の意見を述べたときの「尊重し」というのは言葉が違つてゐるが、どういふうな違いが具体的にあらはれるのですか。

○政府委員(横川信夫君) ただ気持の問題でありまして、ただ考えるといふのと大いに尊重してできるだけ取入れるといふ、結局において同じ結果になると思ふのであります。けれどもちよつと言葉を使い分けた次第であります。

○江田三郎君 使い分ける必要がないのであります。同じように尊重するならば両方とも尊重すると書けばよいのであります。勘案するといふと馬鹿にされたやうな感じがするのであります。が(笑聲)そんなことはないのです。

○政府委員(横川信夫君) できるだけやはり尊重して参るつもりでおります。

○江田三郎君 そこでこの問題について昨日もちよつと質問したわけでありまして、實際上に尊重するといふのならばこゝろに審議会というものを十分に活用して頂きたいと思ふ。そういうことは十分やつて頂けませんか。

○政府委員(横川信夫君) できるだけ審議会を活用するつもりでおります。

○江田三郎君 第七條の意見を述べたときにも、九條の異議の申立をするときにも審議会にかけるとか、その跡始末をどうするといふことは法的には書いてないでありますから、その点を運用に當つて十分にやつて頂きたいのであります。

これは法案の直接の條文的の問題でございますが、ただこの中に伐採の制限をするといふことになりまして、そこにとつても生産量が少くなつて消費規正というものが起るわけでありまして、その消費規正の問題について昨日小林さんからちよつと聞いておりましたが、将来消費の合理化なり規正のために何か立法措置でもなされるというふうなことは林野庁ではお考えになつておるかどうか。

○政府委員(横川信夫君) この森林法を組立てます際に、お話のやうな消費規正の立法的措置が必要なんじやないかといふやうな意見も出まして、一度林業関係の方たちの懇話会におきまして、建築用材特に土台あたりには五分材を使へ、或いは鉄道の枕木、一部分の坑木等、或いは電柱には防腐剤を注入したものでなければならぬといふやうな法律の一応素案を作つたことがあるのであります。まだ實現に至つておりませんが、まだ實現に至つただけ行政指導と相待ちまして、若し必要がありますれば研究いたしましてさやうな措置を講じて参りたいと考えております。

○江田三郎君 この点はとにかくこれで伐採量は少くなるわけでありまして、少くも政府はどう考えているか知りませんが、昨日提案者はこれによつて木材の統制などはやらないといふやうなことを、これは提案者が言われたので、政府の方ではやるかも知れませ

んが、そういうお話があつた。そうして片一方において消費規正等についてははつきりやらぬといふことになる、今度どうしても私はそろばんが合はぬやうなことになると思ふのであります。長官は何億とかいふ／＼なことを言われましてけれども、得てしてそろばんといふのは合はぬ面が出て来てどつかに破綻を来すわけでありまして、統制はしないものなら消費規正といふものについてははつきりとした立法措置でもやらないならば、ただ指導だけではとてもできないと思ふのであります。この点を一つ要望して置きます。

とですか、どちらなんですか。

○政府委員(横川信夫君) 一人の森林所有者について五反歩でございます。

○小林孝平君 先ほど適正伐木についての数量ですね、それは非常に少ないとお話でございましたので、多分資料があると思いますからその資料を一つ林野庁のほうから出して頂きたいと思ひます。こういうようにお願いいたします。

○理事(片柳眞吉君) それでは第二章はなおまだ質問が残つておるかも知れませんが、本日はこれで散会をいたします。

午後四時五十二分散会
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君
岡村文四郎君

委員 池田宇右衛門君
白渡瀬米吉君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
飯島連次郎君
加賀 操君
三好 始君
三浦 辰雄君
野原 正勝君

衆議院議員
政府委員
大蔵省主税局調査課長 泉 美之松君

林野庁長官 横川 信夫君
通商産業省 小野儀七郎君
事務局側 常任委員会専門員 安樂城敏男君
常任委員会専門員 倉田 吉雄君
説明員 林野庁経済課長 武田 誠三君

五月二十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、積雪寒冷地帯振興に関する請願(第一九一四号)
一、国有林野内牧野解放に関する請願(第一九五四号)
一、畜犬競技法制定に関する請願(第一九六九号)(第一九三三号)
一、果菜類貯蔵庫設置に関する請願(第一九七六号)
一、島根県を積雪寒冷地域に指定の陳情(第四一六号)
一、麦類の統制撤廃反対等に関する陳情(第四二八号)

第一九一四号 昭和二十六年五月十五日受理
積雪寒冷地帯振興に関する請願
請願者 札幌市北四條西一北海道道指導農業協同組合連合会長理事 松本六太郎外八名

紹介議員 東 隆君
北海道は寒冷地帯であるため特殊土壌多く、戦前戦後を通じての食糧政策により寒冷農業経営は破壊し、土地の荒廃、資本の減耗をきたしているため、農村自らの手によつてはその解決は期し得ないから、寒地農業確立のため(一)寒地農業振興施設、(二)寒地農業補償施設、(三)寒地農業振興資金施設等の施策を講ぜられたいとの請願。

第一九五四号 昭和二十六年五月十七日受理
国有林野内牧野解放に関する請願
請願者 福島県内 牧野解放促進六県国有牧野開放促進協議会内 草野保忠
紹介議員 川村 松助君 石原幹市郎君

国有林野内牧野の開放は、着々進行しているが、今後なお相当多くの事業が残されている、しかるに政府は、昭和二十五年年度をもつて予算措置を打ち切つたため、同事業はとん座をきたしているから、(一)国有林野内牧野の所屬換事業費として三千万円を本年度補正予算に計上すること、(二)昭和二十四年七月の農地局長ならびに林野庁長官連名通達の一部條項を改正すること、(三)国有林野内牧野とともに所屬換される立木価格を土地と同様低価格とすること等必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三三号 昭和二十六年五月十八日受理
畜犬競技法制定に関する請願
請願者 東京都千代田区代官町三東京都獣医師会会長 大越伸
紹介議員 島 清君 重盛壽治君

社団法人東京獣医師会々員は職業的立場から今国会に提出されている畜犬競技法のすみやかなる制定を希望し、かつ全面的に協力したいから、本法をすみやかに制定されたいとの請願。

第一九七六号 昭和二十六年五月十八日受理
果菜類貯蔵庫設置に関する請願
請願者 愛媛県越智郡小西村東子果菜冷蔵農業協同組 合理事長 小池行太
紹介議員 三橋八次郎君

果菜類の統制撤廃後市場における産地の競争は激甚を極め、最近の果菜類出荷最盛期の市場価格は暴落し生産農家の打撃は予期以上のものであると共に、消費者は最盛期以外の需要に対する価格の暴騰を憂慮している。この対策としてその抑制促成栽培、加工等の方法が行われているが、技術的にまた生産費、時期的病虫害の諸関係で一般的普及が容易でなく、果樹については極めて至難であるから、すでに充分な成果をあげている冷蔵方法により出荷調節を行い、市場の優位性を確保し、今後の果菜類販売の安定化を図り、農家経済に宿與すると共に消費者の便利を図るため、果菜類貯蔵庫設置

第一九三三号 昭和二十六年五月十八日受理
畜犬競技法制定に関する請願
請願者 東京都新宿区新宿一全日本家庭協会新宿御苑研究所内 加藤遜俊
紹介議員 小野 義夫君

日本鶏の有する各種の特性は、世界的に知られ輸出振興の見地より有望視されている。さいわい今回の畜犬競技法案には、日本鶏保存団体の意向が汲まれているが、日本鶏その他の動物輸出に關する具体的施策が推進されようとしているから、同法案のすみやかなる制定を實現せられたいとの請願。

第四一六号 昭和二十六年五月十五日受理
島根県を積雪寒冷地域に指定の陳情
陳情者 島根県知事 恒松 安夫

島根県は、裏日本に位し北面しているため、年間を通じて降雨量多く、とくに冬期間の降雨多量と耕作面積の僅少のため、農業経営に多大な影響をおよぼしているから、近く予定されている寒冷地帯振興措置法に基く積雪寒冷地帯指定に際しては、本県の特殊事情を考慮せられ、積雪寒冷地域に指定せられたいとの陳情。

第四二八号 昭和二十六年五月十八日受理
麦類の統制撤廃反対等に関する陳情
陳情者 佐賀市赤松町三五佐賀県農業復興會議内 加茂 関治

麦類の統制を現状において撤廃することとは絶対反対であると共に、麦の対米比価を現状通りとせられたいとの陳情。